

環境省地方環境事務所と関係者間の連携について

I. 北九州事業エリアの取組事例

北九州事業エリアを所管する環境省地方環境事務所（中国・四国、九州）では、平成 29 年度から、以下の連携した取組を行うことで、掘り起こし調査の完了および処分委託の促進を実施。

1. 自治体との連携

【連携体制の構築】

JESCO 北九州事業エリアの全 37 県市について、地方環境事務所において主担当及び副担当を決定し、4 月～6 月の間に全自治体を最低 1 回は訪問。自治体と進捗管理表を共有（了解のとれた自治体のみ）し、必要に応じて自治体・環境省地方環境事務所・JESCO の 3 者による情報共有会議を開催。これらを通して自治体毎の掘り起こし支援方針および個別事業者に対する対応方針を決定。

【窓口業務】

PCB 廃棄物処理に関する環境省のワンストップ窓口として、自治体からの各種照会等に対応。

【未確認事業者の確認作業支援】

自治体と共に未確認事業者（4 月時点で 386 件）に対する調査を行い、7 月までに確認作業を終了。

*PCB 特措法に基づく自治体への届出情報（保管場所、機種、台数等）は必ずしも正確でない場合があるので要注意

【JESCO 登録・契約支援】

上記確認作業で確認された事業者および自治体の掘り起こしで新たに発見された事業者のうち、面会拒否や一定期間以上手続きの進捗がない等の JESCO 登録をするにあたって何らかの課題のある事業者に対して、自治体および JESCO と共に JESCO 登録支援作業を実施（延べ約 130 事業所を訪問済）。また、全ての事業者に対して集中搬入期間内に対象物が搬入されることを目標として、JESCO 契約支援作業を実施。

【電気絶縁物処理協会データと JESCO 処理歴の突合】

自治体からの依頼に基づいて、過去民間主導で保管事業者を特定していた電気絶縁物処理協会データを JESCO 登録情報と突合し、抽出された JESCO 未登録事業場を自治体にフィードバックすることによって、JESCO 登録支援作業を実施（現在までに 24 自治体が P 協データを使った掘り起こしを実施）。

【行政処分対応支援】

JESCO 登録を拒む事業者、JESCO 登録後長期間 JESCO 契約がなされない事業者、JESCO 契約後処理費用の支払いがなされない事業者等については、行政処分候補事者として、自治体が警告文書を発出する等、自治体と共に個別に対応（現在までに 3 事業所に警告文書を発出済）。

2. 産業保安監督部との連携

【連携体制の構築】

4月～6月の間に JESCO 北九州事業エリア内の産業保安監督部電力安全課（九州、中国四国、四国支部、那覇）を最低 1 回は訪問し、産業保安監督部電力安全課との連携体制を構築。

【電気事業法に基づく PCB 届出情報と JESCO 処理歴の突合】

平成 29 年 6 月末迄の電気事業法の届出情報全約 3,100 件について JESCO 登録情報と突合し、抽出された JESCO 未登録事業場（使用中約 170 件、廃止済約 330 件）を自治体にフィードバックすることによって、JESCO 登録支援作業を実施。

*可能な限り早期にデータを入手し、上記作業を行っておくべき

*データの形式は各監督部によって異なる

【使用中自家用電気工作物への対応】

使用中の自家用電気工作物については、連絡の取れない事業者や廃止を頑なに拒んでいる事業者等に対する自治体からの立入依頼に応じて、自治体および産業保安監督部と共に事業者を訪問し（これまでに 13 事業所を訪問済）、監督部が廃止指導を行うと共に自治体および環境事務所から廃止後の手続等を説明。

*場合によっては、監督部の職員ではなく、保安協会等の職員や電気主任技術者と共に訪問する場合もあり

3. JESCO 北九州 PCB 処理事業所営業課との連携

- JESCO 北九州営業課と月 1 回の定例会議を開催し、JESCO との情報共有体制を構築。
- 自治体の依頼に基づく各種データ突合作業（前述）。
- 自治体の依頼に基づく事業者訪問（前述）。
- 自治体・環境省地方環境事務所・JESCO の 3 者会議（前述）。

II. 中部地方環境事務所の取組

平成 29 年度は、各県市に訪問し意見交換を行うことをはじめ、管内での産廃担当者会議等の場で意見交換を実施。また、県・市からあった個別の相談事項に対して対応していたところ。

平成 30 年度は、北九州エリアでの取組を詳細にレビューし、中部地方事務所管内での取組に反映するとともに、県市とも意見交換をしつつ、掘り起こし調査、処理促進に係る指導の具体的な内容について調整。30 年度環境省予算事業による効率化・加速化支援事業の効率的・効果的な利用方法を自治体ごとに提案。また、定期的な自治体、産業保安監督部、JESCO 等との意見交換を行うことにより、円滑な連携を促進することを検討。